ひとり親家庭への支援

ひとり親が受けられる支援制度など（一覧）

制度・事業名	内容	母子家庭	父子家庭	掲載ページ
公正証書等作成促進補助金	養育費に関する公正証書等を作成した場合は、その費用（最大３万円）を補助します	○	○	P51
児童育成手当（育成手当）	ひとり親、又は父、母に重度の障がいがある場合に受けられます	○	○	P52
児童扶養手当	ひとり親、又は父、母に重度の障がいがある場合に受けられます	○	○	P53
ひとり親家庭医療助成	ひとり親家庭が保険診療を受ける際に、医療費の一部を助成します	○	○	P54
ひとり親家庭応援メールマガジン	ひとり親家庭を対象とした支援サービスについてメールでご案内します	○	○	P55
ひとり親家庭サポート	ひとり親家庭において冠婚葬祭や残業、又は一時的な病気のために、育児や家事ができないときにベビーシッター又はホームヘルパーを派遣します	○	○	P55
ひとり親家庭休養ホーム	ひとり親家庭が日帰り施設や宿泊施設を利用する際に補助します	○	○	P56
母子生活支援施設	お子さんの養育が困難な母子家庭の生活を支援する施設です	○	×	P56
税の控除	申告をすると、税額が減額される場合があります	○	○	P57
ひとり親民間賃貸住宅入居支援	民間賃貸住宅に転居する際に、物件探しのお手伝いや保証料を補助します	○	○	P57
東京都母子及び父子福祉資金	ひとり親家庭の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行っています	○	○	P58
粗大ごみ処理手数料の免除	生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当等を受給されている方は、申請することにより、粗大ごみ処理手数料が免除されます。	○	○	P58
ひとり親就業支援	ひとり親家庭の母または父が安定した収入を得て自立することを目的として、仕事探しや就職するための準備などを、就労の専門相談員（就業支援専門員）がお手伝いします	○	○	P59
資格取得や高卒認定の支援	ひとり親家庭の母または父が資格取得や高卒認定試験の講座を受ける際の給付金があります	○	○	P59～61

ひとり親家庭とは

※制度によって対象となる方が異なります。

- ●配偶者と離婚した場合
- ●婚姻せず出産・育児をしている場合（※事実婚の場合を除く）
- ●配偶者が死亡した場合　●配偶者の生死が不明の場合
- ●配偶者から１年以上遺棄されている場合　●配偶者に重度の障がいがある場合
- ●配偶者が１年以上法令上の拘禁をされている場合
- ●配偶者からの暴力（ＤＶ）で「裁判所の保護命令」が出されている場合

養育費について

子どもが社会人として自立するまでに必要なすべての費用のことをいいます。親には未成熟の子を養育し自分と同程度の生活を保障する義務があり、離婚した場合、どちらに親権があるかに関係なく、双方が経済力に応じて分担しなければなりません。金額、支払方法については、父母の話し合い、もしくは裁判所の調停・審判できめることになります。

なお、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度の認定に当たっては、受給者や子どもが受け取った養育費の８割が所得として算入されます。

養育費等相談支援センター：豊島区西池袋２-29-19　KTビル10階
電話相談 0120-965-419　3980-4108
平日（水曜日を除く）午前10時～午後８時
水曜日（祝日を除く）午前12時～午後10時
土曜日・祝日午前10時～午後６時　※年末年始を除く

家庭相談【事前予約制】

18歳未満のお子さんがいる家庭の離婚時や養育費、親権、面会交流、認知、養子縁組などのご相談について、専門の相談員（元家庭裁判所調停委員）が応じます。

相談日時：毎週火曜・水曜　面接もしくは電話による相談（ご希望に応じます）
（１）午後１時20分～２時20分
（２）午後３時～４時

相談・予約受付　区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3814・3815）

公正証書等作成促進補助金

養育費に関する公正証書等を作成した場合は、その費用（最大３万円）を補助します。公正証書等の作成及び費用の支払い前に子育て支援課に相談が必要です。

※公正証書等作成費用の補助は支給要件があります。

問い合わせ　区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

父子家庭の方もご相談ください

お父さんがひとり親で子どもを養育している父子家庭の方も、ひとり親家庭を対象とした支援制度が利用できます。

ひとり親家庭等に対する手当・医療費助成

児童育成手当（育成手当）

ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）等に支給する手当で、申請が必要です（所得制限等の資格条件有り）。

対象者：次のいずれかに該当する18歳になった日以降の最初の３月31日までの子どもを養育している父、母、又は養育者
- 父母が離婚した子ども
- 父又は母が死亡した子ども
- 父又は母に１年以上遺棄されている子ども
- 父又は母に重度の障がいがある子ども
- 婚姻によらないで出生した子ども
- 父又は母が１年以上拘禁されている子ども
- 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども

手当額：子ども１人につき13,500円／月

申請に必要なもの

1　申請者及び子どもの戸籍謄本
2　身体障害者手帳又は診断書（父又は母に障がいのある場合）
3　申請者の預金通帳
4　個人番号（マイナンバー）がわかるもの（お持ちでない場合は、申請時にご相談ください）

このほか、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

申請・問い合わせ　区役所２階　子育て支援課子育て給付係（内線3816）

児童扶養手当

ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）等に支給する手当で、申請が必要です（所得制限等の資格条件有り）。

対象者：次のいずれかに該当する18歳になった日以降の最初の３月31日まで（中度以上の障がいがある場合は、20歳未満）の子どもを養育している父、母、又は養育者
- 父母が離婚した子ども
- 父又は母が死亡した子ども
- 父又は母に１年以上遺棄されている子ども
- 父又は母に重度の障がいがある子ども
- 婚姻によらないで出生した子ども
- 父又は母が１年以上拘禁されている子ども
- 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども

手当額：
- 全額支給　44,140円／月
- 一部支給　10,410～44,130円／月
- ２人目の子ども　5,210～10,420円／月を加算
- ３人目以降の子ども　3,130～6,250円／月を加算

※手当額は物価スライド等により改定されることがあります。手当額より低額の公的年金を受給する場合は、その差額分を支給します。

申請に必要なもの

1　申請者及び子どもの戸籍謄本
2　身体障害者手帳又は診断書（父又は母に障がいがある場合）
3　申請者の預金通帳
4　個人番号（マイナンバー）がわかるもの（お持ちでない場合は、申請時にご相談ください）

このほか、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

申請・問い合わせ　区役所２階　子育て支援課子育て給付係（内線3816）

児童扶養手当受給者が受けられる優遇制度があります

必要な場合は、忘れずに手続きをしましょう。
- JRの通勤定期乗車券を３割引きで購入できます。
- 世帯員のうち１名について都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里舎人ライナー）無料乗車券の交付が受けられます。
- 水道の基本使用料、下水道料金の一部が免除されます。
- 粗大ごみ等処理手数料が免除されます。

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭等を対象として、医療機関で受診したとき、保険診療の自己負担分の一部を助成するもので、申請が必要です（所得制限等の資格条件有り）。

※令和５年４月１日から高校生等医療費助成制度㊒が開始となりました。
高校生等を養育している場合は、㊒が優先となります。

対象者：次のいずれかに該当する18歳になった日以降の最初の３月31日までの子ども（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）と、その子どもを養育している父、母、又は養育者
- 父母が離婚した子ども
- 父又は母が死亡した子ども
- 父又は母に１年以上遺棄されている子ども
- 父又は母に重度の障がいがある子ども
- 婚姻によらないで出生した子ども
- 父又は母が１年以上拘禁されている子ども
- 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども

助成内容：
- 保険診療の自己負担分のうち、一部負担額（１割）を差し引いた額
- 入院の際は、食費相当額を負担していただきます。
- 住民税非課税世帯は、食費のみを負担
- 健康保険が適用されないものは助成対象にはなりません。（健康診断、予防接種、薬の容器代、文書料、差額ベッド代、おむつ代等）

有効期間：１月１日～12月31日

申請に必要なもの
1. 申請者及び子どもの戸籍謄本
2. 身体障害者手帳又は診断書（父又は母に障がいがある場合）
3. 申請者及び子どもの健康保険証
4. 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（お持ちでない場合は、申請時にご相談ください）
5. 所得証明書（荒川区に課税台帳がある場合は省略可）

このほか、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

申請・問い合わせ 区役所２階　子育て支援課子育て給付係（内線3816）

ひとり親家庭への支援・サービス

ひとり親家庭応援メールマガジン

ひとり親家庭を対象とした支援サービスについて、メールでご案内します。

問い合わせ 区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

ひとり親家庭応援
メールマガジン
二次元コード

ひとり親家庭サポート

ひとり親家庭の親が職業訓練、求職活動、傷病、看護、残業、ひとり親になってから１年以内等の理由により保育や家事が困難な場合に、ベビーシッター又はホームヘルパーを派遣します。利用に当たっては事前の登録が必要です。

※原則として、自宅での支援となります。

派遣対象：小学生以下の子どものいるひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）で、次のいずれかに該当する家庭
- 親又は子ども等が一時的傷病の場合
- 日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病の場合
- 親が技能習得のための通学、就職活動、親族等の冠婚葬祭の出席、勤務日以外の出勤（残業も含む）のため、援助が必要な場合
- ひとり親になって１年以内であり、生活環境の著しい変化により、日常生活を営むのに支障が生じている場合

派遣回数：１日１回、月５回まで

育児支援（ベビーシッター）：生後６か月～小学３年生までの児童がいるひとり親家庭

家事支援（ホームヘルパー）：小学１年生～小学６年生までの児童がいるひとり親家庭

派遣時間：育児支援は午前７時～午後10時まで、家事支援は午前７時～午後８時まで
※いずれも１時間を単位として、連続した２時間以上８時間以内

派遣費用：所得に応じて異なります

申請・問い合わせ 区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

ひとり親家庭応援ガイドブック

荒川区では、ひとり親家庭の皆さんの生活を応援するため、「ひとり親家庭応援ガイドブック」を作成しました。ひとり親になる前の相談や、ひとり親家庭が利用できる制度や支援に関する情報を掲載しています。

問い合わせ 区役所２階　子育て支援課
ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の親子が休養及びレクリエーションのため指定された施設を利用した場合の利用料の一部を助成します。

対象者：ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）の親と18歳になった日以降の最初の３月31日までの子ども

利用回数：１世帯当たり　年度内（４月１日～３月31日）に、宿泊・日帰りどちらか１回

助成額：宿泊施設を利用する場合　　一人当たり　上限3,000円
日帰り施設を利用する場合　一人当たり　一律2,000円
※助成額を超える分は、利用者の自己負担となります。
※利用金額が助成額以下の場合は、利用金額分の助成となります。

助成対象施設

●**宿泊施設（申込先）**
・グリーンパール那須（予約センターに電話予約）
・清里高原ロッジ（現地に直接電話予約）

●**日帰り施設**
・荒川総合スポーツセンター　・あらかわ遊園
・あらかわ遊園スポーツハウス

利用の流れ（※利用にあたり希望施設をお決めください）

●**宿泊の場合**
①施設を電話で予約する。
※必ず「ひとり親家庭休養ホーム」を利用することをお伝えください。
②ひとり親女性福祉係で休養ホームの申請をし、利用券の交付を受ける。
※印鑑と、ひとり親家庭であることがわかるものをお持ちください。
③宿泊当日、利用券を施設のフロントへ提出

●**日帰りの場合**
①ひとり親女性福祉係で申請し、利用券の交付を受ける。
※印鑑と、ひとり親家庭であることがわかるものをお持ちください。
②利用当日、施設に利用券を提出

申請・申込み・問い合わせ　区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

ハイツ尾竹（母子生活支援施設）

生活上の問題を抱え、子どもの養育が困難な母子家庭の母と子どもが入所できる児童福祉施設です。母子家庭の早期自立を図るために母子の家庭生活の状況に応じ、就労・家庭生活及び児童の養育に関する相談及び支援を行います。

定員：20世帯64名

支援内容等：居室の提供／母子支援員による自立・生活支援

費用：所得に応じて異なります。

問い合わせ　区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3814・3815）

ひとり親家庭等への優遇措置や貸付

住民税のひとり親控除

婚姻歴の有無にかかわらず、同一生計の子がいて、所得が一定金額以下等の条件を満たす「ひとり親」の場合、申告をすると所得控除が受けられます（未届の夫又は未届の妻がいる場合は、所得控除の対象外）。

※税制改正に伴い、これまでの「寡婦（夫）控除の一部」が令和３年度から「ひとり親控除」になりました。

問い合わせ　区役所２階　税務課課税係（内線2316～2319、2321～2323）

都営住宅への入居

ひとり親世帯（母子・父子）は、都営住宅の抽選の当選確率が高くなる制度や、住宅困窮度の高い順にあっせんする募集方式（ポイント方式）があります。また、所得が一定基準以下の世帯は、都営住宅使用料が軽減されます。

問い合わせ　東京都住宅供給公社募集センター　電話 3498-8894
テレホンサービス（自動音声案内）6418-5571

ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業

民間賃貸住宅に転居する際、保証人がいないために転居が困難となっているひとり親家庭を支援するため、区と協定を結んだ保証会社の債務保証制度を利用した場合の保証料の一部を助成します（助成には要件があります）。補助の対象とならない方も、物件探しのお手伝いができますので、お問合せください。

問い合わせ　区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

交通遺児等への育成資金貸付

自動車事故により死亡又は重度の後遺障がいが残った方のお子さんに中学卒業の月まで生活資金を無利子で貸します。

貸付金額：・一時金155,000円（当初）・以後月額10,000円又は20,000円
・入学支度金44,000円（入学時希望者のみ）

貸付期間：中学校卒業の月まで

申込み・問い合わせ　（独）自動車事故対策機構東京主管支所　墨田区錦糸１-２-１
アルカセントラルビル８Ｆ　電話 3621-9941　FAX 3621-9944

交通遺児等への奨学金、あしなが育英会育成制度

病気や自動車事故などで死亡した方や後遺障がいをおった方のお子さんで、経済的に修学が困難な生徒・学生への奨学金制度があります。

申込み・問い合わせ 交通遺児育英会奨学金（財）交通遺児育英会
千代田区平河町２-６-１　平河町ビル３階　電話 0120-521-286
あしなが育英会育英制度　あしなが育英会
千代田区平河町２-７-５　砂防会館４F　電話 0120-77-8565

東京都母子及び父子福祉資金

ひとり親家庭の方が経済的に自立して安定した生活を送るため子どもの進学などで必要とする資金をお貸しします。

貸付対象：都内に６か月以上居住しているひとり親の母または父で、20歳未満の子どもを扶養している方
※連帯保証人が必要となる場合があります。

償還期間：貸付の種類により異なります。

償還方法：月賦等　※詳細はお問い合わせください。

貸付の種類：子どもの修学・就学支度資金等

問い合わせ 区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

粗大ごみ処理手数料の免除

生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当等を受給されている方は、申請することにより、粗大ごみ処理手数料が免除されます。

手続き：粗大ごみの処理を「粗大ごみ受付センター」に申し込む際に、生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当等を受給していることをお申し出ください。
その後「粗大ごみ受付センター」から送付される申請書と保護証明書の原本、児童扶養手当・特別児童扶養手当の証書等の写し（コピー）を同封し、清掃リサイクル推進課作業係（町屋５-19-１）まで郵送してください。

申込み：粗大ごみ受付センター　電話 6420-3353

問い合わせ 清掃リサイクル事務所２階　清掃リサイクル推進課作業係　電話 3892-4671

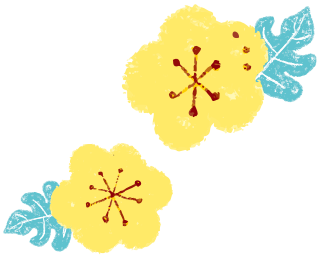

ひとり親家庭の自立のために

ひとり親就業支援

就業支援専門員が、ひとり親家庭の母または父の自立・就労支援のために、個々の状況等に応じた就労計画書を策定し、それをもとにハローワークと連携しながら、就労を支援します。

対象者：ひとり親家庭の母または父（離婚前の相談も可）※生活保護受給者を除く

問い合わせ 区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父の自立を促進するため、就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。

対象者：次の要件を全て満たす方
1　区内在住のひとり親家庭の母または父で、児童扶養手当の受給者又は、同等の所得基準にあること
2　受講することが適職に就くために必要であると認められること
3　過去にこちらの給付金を受給していないこと

対象となる講座：雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座

申請方法：講座申込み前に相談してください。
※受講する講座について、事前（講座申込み前）に支給対象の指定を受けないと、支給されません。
※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

LINEの子育てチャットボットを活用してみよう

荒川区のLINE公式アカウントでは、区政情報や緊急情報を配信するだけでなく、ごみの分別方法や収集日等、暮らしに身近な情報について、チャットボットが自動応答で案内するサービスを備えています。子育て情報についても調べることができます。「ひとり親」に関する項目もあるので、ぜひご活用ください。

友達登録二次元コード→

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の母または父が就業に有利な資格を取得するため、養成機関で就業している間の生活の負担軽減を図ります。

対象者：次の要件を全て満たす方

1　区内在住のひとり親家庭の母または父で、児童扶養手当の受給者又は、同等の所得基準にあること
2　養成機関で６か月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
3　就業又は育児と就学の両立が困難であると認められること
4　原則として養成機関へ通学している方
5　過去にひとり親高等職業訓練促進給付金等を受給していないこと

訓練促進給付金

非課税世帯　月額100,000円
課税世帯　　月額70,500円
※最終学年の１年間は40,000円増額

修了支援給付金

非課税世帯　月額50,000円
課税世帯　　月額25,000円

支給期間

養成機関で修業開始した日の属する月から修業の終了する月までの期間（上限４年間）

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、製菓衛生士、社会福祉士、シスコシステム認定資格、LPI認定資格　等

申請方法

修業期間終了後の申請はできません。
※必要書類については、お問い合わせください。
※利用にあたり審査がありますので事前にご相談ください（既に受講中の方も要件に合えば利用できます）。

問い合わせ　区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

ひとり親学び直し支援事業（高卒認定合格講座支援）

ひとり親家庭の母または父が高校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し修了した場合に、経費の一部を助成します。

対象者：次の要件を全て満たす方

1　区内在住のひとり親家庭の母または父で、児童扶養手当受給者又は同等の所得基準にあること
2　高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
3　高等学校を卒業していないこと
4　過去にこちらの給付金を受給していないこと

受講開始時給付金
　受講費用の30％（下限4,001円～上限75,000円）
受講修了時給付金
　受講費用の40％－受講開始時給付金
　（下限4,001円～上限　受講開始時給付金＋受講修了時給付金＝10万円まで）
合格時給付金
　受講費用の60％
　（受講開始時給付金＋受講修了時給付金＋合格時給付金＝25万円まで）
受験料
　全額支給
申請方法
　講座申込前に相談してください。事前に講座指定を受けないと支給されません。

問い合わせ　区役所２階　子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）